



議案第十一号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「ただし、」の下に「その額が百円未満である場合及び」を加える。

第六十二条中「百分の二七」を「百分の二六」に改める。

第七十条第二項中「ただし、」の下に「その額が百円未満である場合及び」を加える。

第四百四十二条に次の二号を加える。

三 長期療養（七日以上）を目的とし、医師の証明書を有する者

四 次に掲げる学校等の学生、生徒及び引卒者が、教育上の見地から行われる行事に参

加する場合で、所属校長又は施設長の証明書を有する者

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき設置された学校（修業期間が一年未満の各種学校を除く。）

ロ 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定に基づき設置された訓練校（訓練期間が一年未満のものを除く。）

ハ 法令に基づき設置された前記イ又はロに準ずる課程を履修する学校又は養成所等

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)第六十二条の規定は、昭和五十四年度分の固定資産税から適用し、昭和五十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第三条 新条例第四百二十二条第三号及び第四号の規定は、昭和五十四年四月一日以降の入湯税から適用し、昭和五十四年三月三十一日までの入湯税については、なお従前の例による。